

原著論文

## 熊本県博物館ネットワークセンターの活動と博物館法改正

\*<sup>1</sup>國本信夫

\*<sup>1</sup>熊本県博物館ネットワークセンター

キーワード：熊本県博物館ネットワークセンター，博物館法

### はじめに

1996年(平成8年)から県企画振興部の文化企画課博物館プロジェクト班の学芸員として、県立博物館設立準備から、凍結期間、その後の熊本県博物館ネットワークセンター(以下「ネットワークセンター」と表記)の立ち上げに関わり、2015年(平成27年)からネットワークセンターの学芸員として運営にかかわってきたものとして、これまでの経緯とこれからのネットワークセンターの方向性について私見を述べたい。

### 1 ネットワークセンターの成り立ち

熊本県では1994年(平成6年)から県立博物館の整備に着手し、1996年(平成8年)1月に基本構想、1998年(平成10年)10月基本計画を策定、1999年(平成11年)6月には建設地を菊陽町に移転が決定していた松橋町(現宇城市松橋町)にあった県自動車運転免許試験場敷地及びその周辺地と決定した。この頃から博物館整備に向けての資料調査、収集活動や機運の醸成のための博物館に関する講演会、自然観察会などの博物館活動を開始した。

しかし、2001年(平成13年)2月に県の財政悪化に伴い財政健全化計画が策定され、10億円以上の新たな施設整備を伴う事業は凍結されることになり、博物館整備事業も凍結された。凍結期間中も資料収集や野外観察会などは継続して行われた。2005年(平成17年)には、平成10年

に開設した資料収蔵庫(熊本市東区小峯)が手狭となったため、松橋収蔵庫(旧県自動車運転免許試験場庁舎、現ネットワークセンター本館)に移転した。資料の収集、整理、登録作業は継続して行うため、資料整理のボランティア活動を開始した。また、それまで行っていた自然観察会などに加え、2005年(平成17年)には移動体験教室(子ども向け出前体験教室、夏休みに収蔵庫でのキッズミュージアム(子ども向け体験学習会)などを開始している。しかし凍結期間が長くなる中、収蔵資料は写真資料、書籍を含め60万点を超えたが、資料もあまり活用されず死蔵状態であったため、2007年(平成19年)3月に外部有識者からなる熊本県自然・人文資料活用検討委員会を立ち上げ、委員会から「本県の貴重な宝を次世代に引き継ぐためには、県民を博物館活動の主体と捉え、そこに参加することにより、熊本の自然や文化への理解と愛着を深めることが必要」との提言を受け、県民が参加できる積極的な博物館活動の推進を進めることになった。2008年(平成20年)の夏にはキッズミュージアムに併せて資料展示を開始し、翌年には移動展示も開始している。更に2010年(平成22年)3月には施設の一部改修を行い、展示室とワークショップや講座が開催できる学習ルームを整備し、年間を通じての企画展の開催や熊本の自然や文化についての各種講座も収蔵庫で開始した。

しかし、2013年(平成25年)3月に県の包括外部監査委員会から「建設凍結という理由で10年間も県有地が未利用となっ

2024年1月26日受付 2024年2月28日受理

\*<sup>1</sup>熊本県宇城市松橋町豊福1695

ているのは問題。博物館構想自体を議論するとともに、敷地の活用方針を早急に検討すべき。」との指摘を受け、2013年(平成25年)の6月議会において知事が「熊本市を初めとした市町村等の博物館との連携による、新たな建設を前提としない、時代の要請に応じた熊本タイプの博物館像を描きたいと考えています。」と答弁し、県として新たな施設整備を伴う県立博物館構想は断念された。これを受け2014年(平成26年)3月「熊本県総合博物館ネットワーク構想」が策定され、2015年(平成27年)4月1日に熊本県博物館ネットワークセンター条例が施行され、ネットワークセンターがスタートした。

なお、収蔵庫の敷地にあった運転免許試験コースは、地元宇城市の要望を受けサッカーや野球、ジョギングなどができ、また、防災の拠点ともなるネットワークセンター多目的広場として県が整備し、宇城市が管理している。

## 2 熊本県総合博物館ネットワーク構想及び熊本県博物館ネットワークセンター条例について

本題に入る前に本県の博物館等と取り巻く環境について押さえておきたい。文部科学省が行った2021年(令和3)年度の社会教育調査によると、本県には登録博物館が11館、博物館相当施設が8館、博物館類似施設が76館、博物館等の施設が合計95館存在している。また、学芸員は専任52人、兼任13人、非常勤16人、指定管理者雇用が8人の計89人である。1館あたりの学芸員数は0.94人となっている。全国平均の1館あたり1.54人に比べて約6割とかなり少ないことがわかる。このことは構想策定時点から大きくは変わっていない。

また、国立社会保障・人口問題研究所平成30年推計の日本の地域別将来人口推計によると熊本県の人口は2015年(平成27年)には178.6万人であったものが2035

年には157.7万人に減少することが予想されている。また市町村数も1999年(平成11年)に94あったものが、自治体を広域化することによって行財政基盤を強化し、地方分権の推進に対応することなどを目的に行われた平成の大合併により市町村数は45になった。しかし、2014年(平成26年)に、日本創成会議が発表した「消滅可能性都市」によると更に26市町村が消滅する可能性があるとして予測されている。

当時、筆者は、県の文化企画課で構想策定業務を行う一員として、数が多い公立の博物館等について考えたとき、少子高齢化、特に若年層の一極集中が進む中、生産人口の減少に歯止めがかからず、税収は減ることはあっても、財政状況の好転は想像しづらい。県内の学芸員からも企画展示の予算がなくなった、運営予算が減らされたなどの話をよく耳にするが、この傾向を改善することは容易ではない。また、市町村数が減る中、公務員の定数は削減され、新たに大幅に学芸員が増員されることは想定しづらい。また、そのなかでも、考古学、美術を専門にする職員は比較的多いが、それ以外の動物や植物、民俗など分野を専門とする職員は極端に少ない。このままでは県内の博物館等、特に小規模館が多様な活動を行うことは今後も非常に厳しく、活動はこのままではじり貧である。このような認識を持っていた。

さて、熊本県博物館総合ネットワーク構想では、このような認識のもと、県内の博物館が連携して活動することにより、より幅広く、魅力的な活動を行い、県内どこに住んでいても県民が主体的に博物館活動に参加できる環境づくりを目指す内容となり、その実施主体として、それまでの松橋収蔵庫をネットワークセンターとすることとし、そこに「サポート機能」、「ネットワーク機能」を持たせることが核になっている。具体的には「サポート機能」として、展示活動について、ネットワ

ークの前提として各博物館等が収蔵する資料情報の共有のための資料データベースの構築、ネットワークセンターの収蔵資料を活用した県内各地での移動展示の充実及び学校で使える展示パッケージの開発、県民が参画できる展示の仕組みづくりなどをうたっている。また、学芸員等による博物館等や市町村の支援として県内の学芸員や博物館が扱う様々な分野を研究する大学等の研究者などの情報を関係者間で共有するための人材データベースの作成、ネットワークセンター職員による専門分野の職員がいない博物館等や市町村の支援、博物館等の職員の博物館運営能力を高めるための研修会の実施がうたわれている。更に学習支援機能としてネットワークセンターの各分野の講座や体験教室、観察会の県内各地への出前活動や県民が自主的に熊本の自然や文化について自ら調査研究し、情報発信する活動グループの育成などもうたっている。また、「ネットワーク機能」として、サポート機能の中で触れた資料データベースの検索が可能な熊本県内の博物館等のポータルサイトの運営、学芸技能向上のための研修会、県内博物館関係者の意見交換会の開催、体験学習やワークショップなどの合同開催、共同調査研究の実施や県内博物館等の職員であればだれでも投稿できる紀要の刊行、災害時の資料レスキューネットワークの構築などがうたわれている。

この構想を受け前述のとおり、2015年(平成27年)3月議会において熊本県博物館ネットワークセンター条例が制定され、同年4月1日にネットワークセンターが設置された。条例では、その設置目的は第1条において「県内の他の博物館等(博物館及び学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する機関又は団体をいう。以下同じ。)との連携の下、本県の自然、歴史等に関する情報の収集等を行い、これによって得られた資料、調査

研究の成果等に関する情報を提供すること等により、県民の生涯学習の機会を増大させ、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、熊本県博物館ネットワークセンターを設置する。」とされ、第3条においてネットワークセンターの行う業務として、県内の他の博物館等との連携体制の構築に関すること、自然、歴史等に関する資料の収集を行うこと、業務により収集した資料の整理保管及び調査研究を行うこと、業務により得られた資料、調査研究の成果等に関する情報を提供すること、多目的広場及び多目的広場管理棟会議室を提供すること、県内の他の博物館等の活動の支援に関すること等が定められた。

### 3 ネットワークセンターの活動について

実際のネットワークセンターの活動は従来の松橋収蔵庫時代からの事業の継続と再編拡充を中心に博物館等のネットワーク構築のための新たな事業が追加された。継続されたものとしてはネットワークセンターでの資料の整理登録とIPMを中心とする資料の収蔵管理の業務、企画展、自然観察会、各種講座、移動体験教室(PTA や子ども会等を対象にした子ども向け出前体験学習会)、学校の授業への講師派遣、県民が博物館に関連する分野で自然や文化についての調査や観察会を自主的に行う「ミュージアムパートナーズクラブ」(以下MPCと表記)の運営支援などがある。また自然観察会は県内各地で年10回程度、講座は年4回から10回程度の連続講座を各分野がネットワークセンターを中心に県内各地で開催してきている。MPCは松橋収蔵庫の資料整理ボランティアを2006年(平成19年)の熊本県自然・人文資料活用検討委員会からの提言を受け、収蔵庫で扱う5分野に関連する内容で希望者がグループを作り自主活動として調査や巡検を行い、その成果の紀要等で発表や活動過程で採集した標

本等を収蔵庫での企画展示で活用するなど活動成果の情報発信を行うことを目的とした団体に衣替えしたもので、今もネットワークセンターで担当する職員を決め、活動に参加し助言するなど活動を支援している。現在は8団体が活動している。

また、再編拡充されたものとして、展示活動では、ネットワークセンターでの企画展は展示室の面積が約125㎡と狭く常設展示はできないため、松橋収蔵庫の時代から動物、植物、地学、歴史、民俗の5分野で年4~5回入れ替えて企画展示を行ってきており現在もこれには変更がない。新たに拡充したものとして、2018年(平成30年)12月にリニューアルオープンした熊本博物館に設けられた県市連携展示室「熊本の生きものたち」(約287㎡)がある。内容はネットワークセンターが収蔵する動植物資料約900点で熊本の生物多様性を紹介する常設展示と、季節に合わせて県内の自然観察ポイントを紹介するコーナー(年4回展示更新)、県内の自然分野について調査研究団体等の活動紹介コーナー(年2回展示更新)を中心に構成され、子どもたちが自然について図鑑などで調べ学習ができるコーナーも併設している。また、同じ2018年(平成30年)から阿蘇火山博物館の展示室の一角に博物館ネットワークセンター阿蘇展示室を設けていただき、阿蘇以外の県内の地質資料や阿蘇の自然や文化を紹介する展示を行っている(年2回展示更新)。

移動展示については従来、展示施設を中心に松橋収蔵庫企画展の内容を会場に併せて再構成して展示を行ってきたが、更に充実させるため、小学校、中学校、高校の理科の学習過程の内容に則った内容の展示パッケージ(小学校向け2種類、中学校向け4種類、高校向け6種)を作成し、義務制は県内10か所の教育事務所に各1セット配置し、管内の学校での巡回活用を依頼している。高校はパッケー

ジ毎に配置校を決め最寄りの学校まで借りに行ってもらう形で運用している。また、図書館・公民館など広いスペースを長期間使えない会場で長机1台分程度の空きスペースで展示できる図書館・公民館用展示パッケージの制作も行っており、現在7つのテーマで展示が可能である。

学習支援活動ではそれまで松橋収蔵庫で単独で行っていた「キッズミュージアム」(子ども向け体験学習会)は、会場を県内博物館等持ち回りとし、ワークショップも県内博物館等が出し物を出し合う形に変更した。

ネットワークセンターとなり新たに取り組み始めたものに資料データベースの構築・提供、県内博物館等のポータルサイトや情報誌での情報発信、各種研修事業、紀要の発行等がある。資料データベースは前述のとおりネットワークの基盤として各博物館等が収蔵する資料情報の共有のための資料データベースで、県内の博物館等であれば、設置者を問わずクラウド型のデータベースを自館の資料データベースとして利用でき、かつ同時に運用を開始したポータルサイトで登録資料の横断検索が可能となっている。現在24施設、約48万点の資料が登録されている。また、ポータルサイトには独自のホームページを開設できていない博物館がサブサイトとして各館のホームページが作成できる機能も備えている。県内博物館等の情報発信はポータルサイトと併せて、県内博物館等の紹介や収蔵資料の紹介、企画展・特別展やイベントの情報を紹介する「熊本県博物館情報誌ミューズ」を年2回発行している(紹介、企画展・特別展やイベントの情報については英語版も発行)。研修事業は3種類に分かれている。一つは年2回、県内博物館等の職員、市町村文化財担当職員を対象にした博物館の運営について様々な角度から学ぶ「プロデューサー養成講座」、対象者は同じだが、主として学芸員の専門的技能の向上

のための「学芸員スキルアップ研修」でIPMや文化財レスキューについてもこの講座で取り扱っている。3つ目は博学連携のために国立科学博物館が提唱し、全国の博物館で取り組まれている「教員のための博物館の日」である。熊本県では県内博物館等持ち回りでネットワークセンターと会場館が主催となり、県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校の先生方を対象に博学連携に関する講演会と、会場館の見学、それと子どもたちが団体に県内博物館等に出かけたときに体験できるワークショップを県内9館程度が持ち寄り先生方に体験してもらう内容となっている。紀要は県内の博物館関係者、MPC等の博物館ボランティアが投稿できるもので、年1回発行している。

しかし、開設からやがて9年となるが、この間、ネットワークセンターは順調に活動が継続してきた訳ではない。2017年(平成29年)の熊本地震、2019年(令和元年)から約3年続いたコロナ禍など休館や活動休止を伴う事態もあった。2017年(平成29年)4月14日と16日の2度大地震が発生した。ネットワークセンターも建物や資料に被害を受けた。収蔵資料については、5千点以上の資料が落下し、約740点が破損した。建物は床や壁に多くのクラックが発生し、外来者用トイレが使用不能となり、休館せざるを得なくなった。その後災害復旧工事を実施し、発災から約1年を経て、2016年(平成28年)4月1日にようやく通常の開館ができた。しかし、この休館時には、県内の未指定動産文化財を対象とした文化財レスキューの最前線基地として機能することができた。熊本地震では阪神淡路大震災、東日本大震災と同様に国の文化財レスキュー事業が実施されることになり、国が呼びかける寄付金を投入してのレスキュー事業となった。国の実務担当は国立文化財機構で九州地区の防災を担当する九州国立博物館に九州救援本部が置かれ、その現地

事務所が、休館中も職員用トイレは利用できたこともあり、ネットワークセンター内に置かれ活動することになった。これに県教育庁文化課、熊本博物館、熊本被災史料レスキューネットワークなどとともにネットワークセンターもレスキュー活動に参加することになった。ネットワークセンターが休館していたこともあり、展示室や学習ルーム(併せて約300㎡)をレスキューされた資料の仮置き場とすることになった。ネットワークセンター職員も被災現場からの資料救出作業、ネットワークセンターの資料仮置き場での被災資料のクリーニングと台帳作成、台帳作成が済んだ資料の保管場所への搬送、最終的な返却までレスキュー活動全般に携わることになった。レスキュー活動は2017年(平成29年)度まで行われ(2年目は国の直接的支援はなく、県教育庁文化課が主体となった)、最終的には47件、約3万9千点資料がレスキューされた。

「熊本県総合博物館ネットワーク構想」では災害時の資料レスキューネットワークの構築が挙げられていたが、発災前は九州で文化財防災ネットワークづくりに取り組んでいた「みんなでまもる文化財みんなをまもるミュージアム」事業実行委員会(九州国立博物館と九州各県の博物館、文化財保護主管課で組織)の研修会に参加する程度であったが、いきなりレスキュー本番を迎えることになった。しかし、この活動を通じて九州国立博物館はもとより、国立文化財機構の防災を担当する国立博物館や研究所の専門家の方、「みんなでまもる文化財みんなをまもるミュージアム」事業実行委員会を通じてレスキュー活動に参加した九州各県の専門家とつながりをつくることができた。

また、2020年(令和2年7月)豪雨では県南地域が大水害となった。被害が大きかった地域では教育庁文化課が文化財レスキューを担当した。そうした中ネットワークセンターは特に被害が大きかった

人吉市にある人吉城歴史資料館が収蔵していた前原勘次郎植物標本約3万3千点のレスキューを担当した。高温期に水没した標本はカビの発生が始まっており、作業は急がれた。レスキューの内容は、ネットワークセンターの職員が復元された土壁の櫓に置かれていたスチールラック（連結された状態で転倒していた）から標本を取り出し、ネットワークセンターまで運び、更にその日のうちに国立科学博物館と西日本自然史博物館ネットワークの呼びかけに応じてくれた冷凍庫に空きがある全国の博物館や大学、研究施設に宅急便で送り、冷凍保管して時間があるときにクリーニング、修復を行ってもらい完了したところから人吉に送り返してもらうという内容で全国35館（施設）の協力を得ることができた。ここでも全国の施設とのつながりを作ることができた。

新型コロナウイルス感染症は熊本では2020年（令和2年）2月に最初の感染者が確認されたが、3月15日には感染拡大を受け、県の方針に基づき2020年（令和2年）3月15日から5月11日まで閉館した。それ以降、感染が拡大すれば閉館や、イベントの中止、延期が2023年（令和5年）5月に新型コロナ感染症が感染法上の5類になるまで繰り返された。ネットワークセンターは博物館等が連携して活動することが前提となっているだけに、共同研究や、移動展示などは難しくなり、人が集まる観察会や講座、研修会、体験学習会なども開きにくい状況が続いた。人々が博物館に行けない状況でも博物館の学習資源が誰でも活用できる環境を作ることを目指し、県内博物館等が展示ガイドや、収蔵品紹介、自宅でできる体験学習などを動画を中心に紹介できるようポータルサイト内に「熊本どこでもミュージアム」を作成し、動画の作成から編集、YouTubeへのアップの仕方までの研修会を県内博物館等職員対象にオンラインで開催し

た。通常の活動が困難な時だからこそ、これまでできていなかった動画での情報発信を進めることができた。

#### 4 博物館法の改正と今後のネットワークセンターの活動の方向性

2019年（令和元年）日本で初めてICOM（国際博物館会議）の大会が「Museums as Cultural Hubs: The Future of Tradition（文化をつなぐミュージアム ―伝統を未来へ―）」をテーマに京都で開催された。この大会には120の国と地域から4,590人参加、日本からも博物館関係者1,868人が参加する大規模なものであった。この大会の開催と前後して博物館関係者の間でこれからの博物館の在り方についての議論が盛んになり、それを受け2021年（令和3年）文化庁の文化審議会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」が設置され、博物館法改正に向け議論が行われ、その内容を踏まえて、2022年（令和4年）4月「博物館法の一部を改正する法律」国会で可決、公布され、2023年（令和5年）4月、改正博物館法が施行された。この改正は、1951年（昭和26年）に制定されて以来、初めての本格的に改正であった。大きな改正点として、第1条の「目的」において、それまで博物館は社会教育法の精神に基づき設置される生涯学習機関とされてきたが、今回の改正により社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づく文化施設としての側面を持つことになった。このことは「文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。」という芸術文化基本法の目的、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要

であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。」等の基本理念を踏まえた博物館業務を今後行うことが求められるということであろう。そのことや時代の変化に応じて博物館の事業を定めた第3条も改定が加えられ、新たな事柄として第1項第3号に「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。」、第11号に「学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。」が加えられた。また博物館等の連携については旧法では第1項第10号に「他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。」とされていたのが、新たな第2項を起し「博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。」とされ、博物館等の相互連携が重視される内容となった。更に、第3項として「博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。」が加えられた。この項目が

第1条の改正に対応するものだと考えられる。

この他、登録制度については、設置者が公立であれば教育委員会所管以外の施設も、また私立では企業が運営する博物館も対象となるというふうに拡大され、登録基準が活動の内容、質を問うものにされたこと、また相当施設については指定制度にするなど大きな改正が行われたが、本稿はネットワークセンターの活動内容について記すものであるのでこれらの事柄については記載を割愛する。

前章までにネットワークセンターの設立の経緯や活動内容を紹介してきたが、ネットワークセンターのこれまでの活動と博物館法第1条及び第3条の改正の趣旨は概ね合致したものとなっていると筆者は考えている。

ネットワークセンターは、そもそも県内の博物館等（博物館及び学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する機関又は団体をいう。）が連携して、県民の生涯学習の機会を増大させ、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に設置されたものであり、ネットワークセンターの活動は今回の法改正の方向に合致するものである。コロナ禍により、共同調査研究や展示作成などネットワークを活かした活動は停滞を余儀なくされたが、今後、再構築に向け取り組んでいく必要がある。

第3条第1項で新設された博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開することには県内の博物館等であればポータルサイトに公開されるデータベースの運用という形ですでに取り組んでいる。また、学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことについては、かつては熊本県内では研修等を受講する機会は少なかったが、現在はオンラインでの研修会でも盛んになりどこの博物館等でも研修の参加が容易になっておりネットワークセンターの職員も関心の

ある内容の講座等は積極的に受講している。また、ネットワークセンターでも年5回の研修会を実施するなど研修の充実に努めている。

しかし、これまでネットワークセンターの活動は県内博物館等全体の活動の質が向上し、活性化することによって県民の生涯学習の機会を増大させるという観点を中心に組み立てられてきた。第3条第3項で定められた、地域の自然・文化資源を活かすことによる地域の活力の向上に寄与するということころまでは明確に意識されていなかったように思う。博物館は、高齢化や人口減少、情報技術の進展、グローバル化などで激変する社会状況、地球温暖化や、生物多様性の危機など地球環境問題など複雑で先の見えない様々な課題に直面する地域社会について、それぞれの地域社会の課題は何か、その課題を踏まえ、その地域を活性化させるために、地域の自然・文化資源を活用し、次世代に引き継ぐ博物館ができることは何か、求められる役割は何かについて考えていく必要がある。そうした中、ネットワークセンターの活動の方向性を考えてみたい。

現在ネットワークセンターが開催する自然観察会はどこでやっても熊本市からの参加者が多数を占め、地元参加者の割合は高くない。それを地域の博物館や地域づくりの活動団体と連携して自然観察会だけでなく、体験学習や講演会など組み合わせ定期的に開催し、その地域の住民も参加する仕組みを作り地域間交流のきっかけを作る取り組み。地域の博物館等と連携して地域の自然、歴史、伝承文化などについて地域の住民と一緒に調査し、地域の博物館で展示することにより、地域の自然・文化資源についてのその価値をもう一度地域の住民が認識しなおす取り組み。旧師勝町歴史民俗資料館（現北名古屋市歴史民俗資料館）が医療研究機関と高齢者福祉施設と連携して取り組みが

始まった認知症緩和ケアとしての「回想法」の取り組みや、やはり医療機関と高齢者福祉施設と連携して九州産業大学美術館が取り組みを進めているメンタルヘルスのための「博物館浴」など先進取り組みをネットワークセンターへの導入など、取り組む価値のある活動のアイデアを出すことは容易である。

また、地域の課題であり、地域の活性化にもつながる、誰にでも開かれた共生社会づくりのために博物館は何をする必要があるのだろうか。障がいのある方や高齢で歩行が困難な方など自力で自由に博物館に行くことが困難な方々に博物館はどのような形でアプローチするのか、資料を見ることが中心となる博物館は障害のある方にどのようにアプローチするのか、また、近年熊本でも増えている日本語を母語としない人々に熊本の文化や自然を知ってもらうために博物館はどのようにアプローチするのか。取り組むべきことは多岐、多様にわたるが、ネットワークセンターでこれまでに取り組んでいることは少ない。どの課題も博物館等や博物館等の連携だけで取り組むのではなく、それぞれの専門家や特別支援学校の先生方、福祉施設、民間団体等とも連携し、よりニーズにあったアプローチ方法、プログラムの開発を行う必要がある。

最後にネットワークセンターの今後の活動の方向性であるが、博物館等は元より、多様な主体と連携して、地域の活性化を視野に入れた活動を目指すということになるであろう。しかし、現在ネットワークセンターの職員は正職員7名、会計年度職員7名という構成であり、マンパワーとしては現在すでに限界に近いと感じている。今後の方向性としてはこれまで行ってきた活動を博物館等のネットワークの強化、地域の活性化という視点から見直し、再編成することが必要である。そのうえで、真に必要な事柄で必要なものを見極め、新たな取り組みを進めていく



ということが求められる。

現在のネットワークセンターでこれまで以上に質の高い活動、チャレンジを目指して行くうえで最も重要なのは職員の質の向上である。学芸業務は、担当する学問分野についての高い専門性が求められるのはもちろんであるが、それだけではなく資料管理ではIPMの知識と技能、展示では照明やデザインに関する知識と技能、学習支援活動では難しいことをわかりやすく伝える巧みな話術など様々なスキルを身に着けている必要がありその習得には時間がかかる。また、博物館業務の根幹をなす調査研究やそれに基づく体系的な資料の収集は長い時間を要するものである。ましてや、様々な主体と連携するためには信頼関係を築くだけでも時間がかかる。だが、現在のネットワークセンターでは正職員のうち民俗分野以外の4分野の担当は教員からの出向であり、数年の在籍となり、学芸技能を身に着けるには時間が足りず、いつ異動となるかわからず、時間のかかる調査研究の計画も立てられない。他館の学芸員との信頼関係を構築することができないのが実情である。今一番ネットワークセンターに求められているのは学芸員の採用と長期的な人材育成である。